

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 一般職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員を昇給させる場合については、第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定めるところにより決定するものとする。

第7条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「月額は」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族

（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条第6項中「第2項に規定する扶養親族の認定について」を「第1項から第4項までに規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し」に改める。

第9条を削る。

第9条の2第1項中「職員」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員」に改め、同条第2項中「100分の3」を「一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項各号に定める割合」に改め、同条第3項を削り、同条を第9条とする。

第10条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第11条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。」を「（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削る。

第11条第2項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（第1号及び次項）」を「（第1号、次項及び第5項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号中「鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を、「等の額」の次に「に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）」を加え、同条第4項中「国家公務員又は他の地方公共団体等の公務員であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「限る。）」の次に「その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上

必要があると認められるものとして規則で定める職員」を加え、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の2第3項中「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」、「100分の127.5」とあるのは、「100分の71.25」」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第25条第2項中「第5条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第10条」を「第5条第3項から第11項まで及び第8条」に改め、同条第3項中「、第9条」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

一般職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
----------	----	----	----	----	----	----	----	----

号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	

18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800

37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	

56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			

75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					

94	299,400	348,800					
95	299,700	349,200					
96	300,100	349,500					
97	300,300	349,800					
98	300,600	350,200					
99	301,000	350,600					
100	301,400	351,000					
101	301,600	351,500					
102	301,900	351,900					
103	302,200	352,300					
104	302,500	352,700					
105	302,700	353,200					
106	303,000	353,600					
107	303,300	353,900					
108	303,600	354,200					
109	303,800	354,700					
110	304,200						
111	304,600						
112	304,900						

113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
9	314,100	419,000	469,500	583,900	
10	317,600	420,500	471,300	586,200	
11	321,000	422,000	473,100		
12	324,400	423,500	474,900		
13	327,800	424,900	476,700		
14	331,300	426,400	478,500		
15	334,700	427,900	480,300		
16	338,100	429,300	482,100		

17	341,500	430,700	483,900		
18	344,600	432,200	485,800		
19	347,700	433,700	487,700		
20	350,800	435,100	489,600		
21	354,000	436,500	491,500		
22	357,100	438,000	493,200		
23	360,200	439,500	495,000		
24	363,200	440,900	496,800		
25	366,200	442,300	498,400		
26	368,500	443,700	500,200		
27	370,800	445,100	502,000		
28	373,000	446,500	503,600		
29	374,900	447,900	505,000		
30	376,600	449,300	506,700		
31	378,300	450,700	508,500		
32	380,100	452,100	510,200		
33	381,900	453,500	511,700		
34	383,700	454,900	513,000		
35	385,300	456,300	514,300		

36	386, 700	457, 700	515, 600		
37	388, 100	459, 100	516, 600		
38	389, 600	460, 800	517, 900		
39	391, 100	462, 400	519, 200		
40	392, 600	464, 000	520, 500		
41	394, 100	465, 600	521, 500		
42	394, 800	466, 800	522, 300		
43	395, 400	468, 000	523, 100		
44	396, 100	469, 100	523, 900		
45	397, 000	470, 100	524, 800		
46	397, 600	471, 100	525, 600		
47	398, 200	472, 000	526, 400		
48	398, 800	472, 800	527, 100		
49	399, 400	473, 500	527, 900		
50	399, 900	474, 200	528, 700		
51	400, 400	474, 900	529, 400		
52	400, 900	475, 500	530, 300		
53	401, 400	476, 200	531, 200		
54	401, 800	476, 900	532, 000		

55	402, 200	477, 500	532, 900		
56	402, 600	478, 100	533, 800		
57	403, 000	478, 400	534, 600		
58	403, 400	479, 000	535, 500		
59	403, 800	479, 700	536, 400		
60	404, 200	480, 400	537, 100		
61	404, 600	480, 800	537, 900		
62	405, 000	481, 400	538, 800		
63	405, 400	482, 100	539, 700		
64	405, 800	482, 800	540, 600		
65	406, 100	483, 200	541, 400		
66		483, 800	542, 300		
67		484, 400	543, 200		
68		484, 900	544, 100		
69		485, 400	544, 900		
70		485, 900	545, 800		
71		486, 400	546, 700		
72		486, 900	547, 600		
73		487, 300	548, 400		

74		487,800			
75		488,200			
76		488,700			
77		489,200			
78		489,800			
79		490,400			
80		490,800			
81		491,300			
82		491,900			
83		492,500			
84		493,000			
85		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300	円 573,800

備考 この表は、医師に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において周南市一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であ

って同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の周南市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第1項中「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する」とあるのは「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは「（5） 重度心身障害者（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 5 切替日から令和9年3月31日までの間、新給与条例第9条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員以外の職員に対し、地域手当を支給する。
- 6 前項の地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 市長は、前項の規則を定めるに当たっては、職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、地域手当の月額の段階的な変更が行われるようにしな

ればならない。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 8 新給与条例第11条第4項及び第11条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(周南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 9 周南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年周南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項、附則第12条及び附則第13条中「法附則第9条第3項」を「法附則第9条第2項」に改める。

附則第17条第6項中「法附則第9条第3項」を「法附則第9条第2項」に改め、同条第7項中「第5条第3項、第4項及び第6項から第10項まで、第8条、第9条、第10条並びに新給与条例第5条第5項」を「第5条第3項から第11項まで及び第8条」に改める。

附則第18条及び附則第19条中「法附則第9条第3項」を「法附則第9条第2項」に改める。

(委任)

- 10 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 一般職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1

8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4

35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	

62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			

89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 医療職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
-----	-----

	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	

27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	

54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		

81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

(参 考)

周南市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(初任給、昇格、昇給等の基準) 第 5 条 (略) 2 ～ 7 (略)	(初任給、昇格、昇給等の基準) 第 5 条 (略) 2 ～ 7 (略) 8 <u>一般職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である職員を昇給させる場合については、第 5 項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定めるところにより決定するものとする。</u>
8 ～ 10 (略)	9 ～ 11 (略)
(管理職員特別勤務手当) 第 7 条の 2 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に <u>勤務した場合</u> は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間</u> であって正規の勤務時間以外の時間に <u>勤務した場合</u> は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	(管理職員特別勤務手当) 第 7 条の 2 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に <u>勤務をした場合</u> は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u> であって正規の勤務時間以外の時間に <u>勤務をした場合</u> は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

現行	改正案
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額 <u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u> (2) (略) 4 (略) (扶養手当) 第8条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)～(6) (略)</u> 3 扶養手当の月額、<u>前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>については1人につき6,500円(一般職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「8級職員等」という。))にあっては、3,500円)、<u>同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」と</u>	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) (略) 4 (略) (扶養手当) 第8条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)～(5) (略)</u> 3 扶養手当の月額、<u>前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき13,000円、<u>前項第2号から第5号までに掲げる扶養親族</u>については1人につき6,500円(一般職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「8級職員等」という。))にあっては、3,500円)とする。

現行	改正案
<u>いう。）については1人につき10,000円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 （略） 6 <u>第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、規則で定める。</u>	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 （略） 6 <u>第1項から第4項までに規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
<u>第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者（委任しているものを含む。以下同じ。）に届け出なければならない。</u> <u>（1） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u> <u>（2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親</u>	

現行	改正案
<u>族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u>	

現行	改正案
<u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等以外の職員となった場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等以外のものが8級職員等となった場合</u> <u>(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (地域手当) <u>第9条の2 職員</u>には、地域手当を支給する。 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額とする。 <u>3 前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項第1号から第6号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (住居手当) 第10条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。	(地域手当) <u>第9条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員</u>には、地域手当を支給する。 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項各号に定める割合</u>を乗じて得た額とする。 (住居手当) 第10条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

現行	改正案
(1) (略) (2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～4 (略) (通勤手当) 第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則	(1) (略) (2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～4 (略) (通勤手当) 第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>（以下この条において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則

現行	改正案
で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署（周南市の区域外に存する公署に限る。）に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった	で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「<u>運賃等相当額</u>」という。） (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署（周南市の区域外に存する公署に限る。）に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった

現行	改正案
職員で、規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（<u>第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。</u>）<u>でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額 （2） （略） 4 前項の規定は、<u>国家公務員又は他の地方公共団体等の公務員であつた者から引き続き本市の給料表の適用を受ける職員</u>となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等<u>でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善</u>	職員で、規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（<u>第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。</u>）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の<u>額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</u> （2） （略） 4 前項の規定は、<u>新たに本市の給料表の適用を受ける職員</u>となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限

現行	改正案
<u>に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額の算出について準用する。 <u>5 ～ 8</u> （略） （単身赴任手当） 第11条の2 （略） 2 （略） 3 <u>国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生</u>	る。）<u>その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</u> <u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>6 ～ 9</u> （略） （単身赴任手当） 第11条の2 （略） 2 （略） 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身</u>

現行	改正案
活することを常況とする職員（<u>任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。</u>）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 （略） （期末手当） 第20条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい	赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 （略） （期末手当） 第20条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第21条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい

現行	改正案
て、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略） （特定職員の適用除外） 第25条 （略） 2 <u>第5条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第10条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3 <u>第8条、第9条</u>及び第10条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 <u>別表第1（第4条関係）</u>	て、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略） （特定職員の適用除外） 第25条 （略） 2 <u>第5条第3項から第11項まで及び第8条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3 第8条及び第10条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 <u>別表第1（第4条関係）</u>

現 行									改 正 案								
一般職員給料表									一般職員給料表								
職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
号 給	円	円	円	円	円	円	円	円	号 給	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	

現 行										改 正 案									
1 1	197, 800	244, 800	271, 300	301, 800	324, 900	352, 100	395, 300	437, 300		1 1	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700		
1 2	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700	397, 500	439, 200		1 2	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200		
1 3	201, 000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200	399, 700	440, 900		1 3	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700		
1 4	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330, 000	356, 900	402, 000	442, 700		1 4	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000		
1 5	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500	404, 200	444, 600		1 5	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300		
1 6	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100	406, 500	446, 500		1 6	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500		
1 7	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700	408, 300	448, 300		1 7	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700		
1 8	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500	410, 200	450, 100		1 8	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000		
1 9	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000	412, 100	451, 900		1 9	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300		
2 0	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900	453, 600		2 0	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500		
2 1	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000	415, 700	455, 400		2 1	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700		
2 2	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600	417, 500	456, 900		2 2	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500		
2 3	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200	419, 300	458, 300		2 3	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300		
2 4	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100	459, 800		2 4	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100		
2 5	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700	461, 200		2 5	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700		

現 行										改 正 案									
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500		26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800		27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000		28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000		29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700		30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400		31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100		32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800		33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500		34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100		35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700		36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200		37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800		38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400		39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000		40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

現 行										改 正 案									
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			

現 行									改 正 案								
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		

現 行										改 正 案									
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				

現 行									改 正 案								
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	347,400						94		299,400	348,800					
95		299,700	347,800						95		299,700	349,200					
96		300,100	348,200						96		300,100	349,500					
97		300,300	348,400						97		300,300	349,800					
98		300,600	348,800						98		300,600	350,200					
99		301,000	349,200						99		301,000	350,600					
100		301,400	349,500						100		301,400	351,000					

現 行										改 正 案									
101		301,600	349,800							101		301,600	351,500						
102		301,900	350,200							102		301,900	351,900						
103		302,200	350,600							103		302,200	352,300						
104		302,500	351,000							104		302,500	352,700						
105		302,700	351,500							105		302,700	353,200						
106		303,000	351,900							106		303,000	353,600						
107		303,300	352,300							107		303,300	353,900						
108		303,600	352,700							108		303,600	354,200						
109		303,800	353,200							109		303,800	354,700						
110		304,200	353,600							110		304,200							
111		304,600	353,900							111		304,600							
112		304,900	354,200							112		304,900							
113		305,100	354,700							113		305,100							
114		305,300								114		305,300							
115		305,600								115		305,600							

現 行									改 正 案								
116		306,000							116		306,000						
117		306,200							117		306,200						
118		306,400							118		306,400						
119		306,700							119		306,700						
120		307,000							120		307,000						
121		307,400							121		307,400						
122		307,600							122		307,600						
123		307,900							123		307,900						
124		308,200							124		308,200						
125		308,500							125		308,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に									備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に								

現 行						改 正 案					
<u>適用する。</u> <u>別表第 2 （第 4 条関係）</u> <u>医療職員給料表</u>						<u>適用する。</u> <u>別表第 2 （第 4 条関係）</u> <u>医療職員給料表</u>					
職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600	10	317,600	420,500	471,300	586,200	

現 行						改 正 案					
11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100	11	321,000	422,000	473,100		
12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600	12	324,400	423,500	474,900		
13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100	13	327,800	424,900	476,700		
14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200	14	331,300	426,400	478,500		
15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300	15	334,700	427,900	480,300		
16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200	16	338,100	429,300	482,100		
17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400	17	341,500	430,700	483,900		
18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400	18	344,600	432,200	485,800		
19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400	19	347,700	433,700	487,700		
20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400	20	350,800	435,100	489,600		
21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400	21	354,000	436,500	491,500		
22	357,100	420,500	464,100	524,000		22	357,100	438,000	493,200		
23	360,200	422,000	465,900	525,800		23	360,200	439,500	495,000		
24	363,200	423,500	467,700	527,600		24	363,200	440,900	496,800		
25	366,200	424,900	469,500	529,200		25	366,200	442,300	498,400		

現 行						改 正 案					
26	368,500	426,400	471,300	531,000		26	368,500	443,700	500,200		
27	370,800	427,900	473,100	532,800		27	370,800	445,100	502,000		
28	373,000	429,300	474,900	534,600		28	373,000	446,500	503,600		
29	374,900	430,700	476,700	536,200		29	374,900	447,900	505,000		
30	376,600	432,200	478,500	538,000		30	376,600	449,300	506,700		
31	378,300	433,700	480,300	539,800		31	378,300	450,700	508,500		
32	380,100	435,100	482,100	541,500		32	380,100	452,100	510,200		
33	381,900	436,500	483,900	543,100		33	381,900	453,500	511,700		
34	383,700	438,000	485,800	544,900		34	383,700	454,900	513,000		
35	385,300	439,500	487,700	546,600		35	385,300	456,300	514,300		
36	386,700	440,900	489,600	548,300		36	386,700	457,700	515,600		
37	388,100	442,300	491,500	549,800		37	388,100	459,100	516,600		
38	389,600	443,700	493,200	551,400		38	389,600	460,800	517,900		
39	391,100	445,100	495,000	552,800		39	391,100	462,400	519,200		
40	392,600	446,500	496,800	554,400		40	392,600	464,000	520,500		

現 行						改 正 案					
41	394,100	447,900	498,400	555,900		41	394,100	465,600	521,500		
42	394,800	449,300	500,200	557,300		42	394,800	466,800	522,300		
43	395,400	450,700	502,000	558,700		43	395,400	468,000	523,100		
44	396,100	452,100	503,600	560,000		44	396,100	469,100	523,900		
45	397,000	453,500	505,000	561,200		45	397,000	470,100	524,800		
46	397,600	454,900	506,700	562,200		46	397,600	471,100	525,600		
47	398,200	456,300	508,500	563,200		47	398,200	472,000	526,400		
48	398,800	457,700	510,200	564,200		48	398,800	472,800	527,100		
49	399,400	459,100	511,700	565,200		49	399,400	473,500	527,900		
50	399,900	460,800	513,000	566,100		50	399,900	474,200	528,700		
51	400,400	462,400	514,300	567,000		51	400,400	474,900	529,400		
52	400,900	464,000	515,600	567,900		52	400,900	475,500	530,300		
53	401,400	465,600	516,600	568,700		53	401,400	476,200	531,200		
54	401,800	466,800	517,900	569,600		54	401,800	476,900	532,000		
55	402,200	468,000	519,200	570,500		55	402,200	477,500	532,900		

現 行						改 正 案					
56	402,600	469,100	520,500	571,400		56	402,600	478,100	533,800		
57	403,000	470,100	521,500	572,300		57	403,000	478,400	534,600		
58	403,400	471,100	522,300	573,200		58	403,400	479,000	535,500		
59	403,800	472,000	523,100	574,100		59	403,800	479,700	536,400		
60	404,200	472,800	523,900	574,800		60	404,200	480,400	537,100		
61	404,600	473,500	524,800	575,700		61	404,600	480,800	537,900		
62	405,000	474,200	525,600	576,600		62	405,000	481,400	538,800		
63	405,400	474,900	526,400	577,500		63	405,400	482,100	539,700		
64	405,800	475,500	527,100	578,400		64	405,800	482,800	540,600		
65	406,100	476,200	527,900	579,300		65	406,100	483,200	541,400		
66		476,900	528,700			66		483,800	542,300		
67		477,500	529,400			67		484,400	543,200		
68		478,100	530,300			68		484,900	544,100		
69		478,400	531,200			69		485,400	544,900		
70		479,000	532,000			70		485,900	545,800		

現 行							改 正 案						
71		479,700	532,900				71		486,400	546,700			
72		480,400	533,800				72		486,900	547,600			
73		480,800	534,600				73		487,300	548,400			
74		481,400	535,500				74		487,800				
75		482,100	536,400				75		488,200				
76		482,800	537,100				76		488,700				
77		483,200	537,900				77		489,200				
78		483,800	538,800				78		489,800				
79		484,400	539,700				79		490,400				
80		484,900	540,600				80		490,800				
81		485,400	541,400				81		491,300				
82		485,900	542,300				82		491,900				
83		486,400	543,200				83		492,500				
84		486,900	544,100				84		493,000				
85		487,300	544,900				85		493,500				

現 行						改 正 案					
86		487,800	545,800			定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
87		488,200	546,700								
88		488,700	547,600				円	円	円	円	円
89		489,200	548,400				301,700	344,400	399,500	473,300	573,800
90		489,800									
91		490,400									
92		490,800									
93		491,300									
94		491,900									
95		492,500									
96		493,000									
97		493,500									
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額						
	円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300	円 573,800						

現 行						改 正 案
務 職 員						
	備考 この表は、医師に適用する。					

周南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（附則第9項の改正）

現行	改正案
附 則 （周南市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正<u>法附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正<u>法附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。 5 （略） （公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第12条 常時勤務を要する暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（次条において「新公益法人条例」という。）第2条第2	附 則 （周南市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正<u>法附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正<u>法附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。 5 （略） （公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第12条 常時勤務を要する暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（次条において「新公益法人条例」という。）第2条第2

現行	改正案
項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。	項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。
第13条 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）に対する新公益法人条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項」とする。	第13条 暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）に対する新公益法人条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項」とする。
（周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）	（周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）
第17条 （略）	第17条 （略）
2～5 （略）	2～5 （略）
6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員	6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員

現行	改正案
の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7 周南市一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項、第4項及び第6項から第10項まで、第8条、第9条、第10条並びに新給与条例第5条第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 （周南市特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置） 第18条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第10条の規定による改正後の周南市特殊勤務手当支給条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とあるのは、「地方公務員法の一部を	の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 7 周南市一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項から第11項まで及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 （周南市特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置） 第18条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第10条の規定による改正後の周南市特殊勤務手当支給条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とあるのは、「地方公務員法の一部を

現行	改正案
改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員」とする。 （周南市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置） 第19条 暫定再任用職員に対する第11条の規定による改正後の周南市職員退職手当支給条例（次条において「新退職手当条例」という。）第２条第１項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。	改正する法律（令和３年法律第63号）附則第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員」とする。 （周南市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置） 第19条 暫定再任用職員に対する第11条の規定による改正後の周南市職員退職手当支給条例（次条において「新退職手当条例」という。）第２条第１項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項若しくは第３項、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。